

## 消費者行政推進会議 第4回 ワーキング・グループ 議事要旨

1. 日 時：平成20年4月8日（火）10：15～16:00（12：15～13：15 休憩）

2. 場 所：中央合同庁舎第7号館9階共用会議室

3. 出席者：

○ 委員

川戸委員、阪田委員、佐野委員、島田委員、原委員、松本委員、吉岡委員  
（以上、7名）

○ 説明者

警察庁、国土交通省、公正取引委員会、農林水産省、厚生労働省

4. 議事次第

- ・関係各省庁の所管する消費者関係法についてのヒアリング②

5. 議事の経過

（1）警察庁より、無限連鎖講の防止に関する法律について、[資料1](#)に沿って説明。  
委員の主な質問、コメントは以下のとおり。

- 新組織が本法の主管となっても警察庁として特段の問題はないとのことであるが、新組織は、いわば経済警察としての部門を充実させていかなければならず、業の境界線上の問題等、これからも警察と密接に連携していかなければならない。消費者被害を救済する時に、このような仕組みがあれば、警察庁としても動きやすくなるという要望はあるか。
- 今回ヒアリングの対象ではないが、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の目的は、消費者の利益を守るというようなことに近いのではないか。

（2）国土交通省より、建築基準法、住宅の品質確保の促進に関する法律（以下、品格法）、旅行業法、宅地建物取引業法、道路運送車両法について、[資料2](#)に沿って説明。  
委員の主な質問、コメントは以下のとおり。

- 説明資料の中の制度上の問題点において、消費者の問題だけではないという記述がある。最近では、欠陥住宅、建材偽装等の問題が生じているにもかかわらず、消費者の問題ではないというのはいかなるものか。国土交通省としてどうすれば被害がなくなると考えるのか。いい案がないのであれば、新組織において消費者目線で考えていく必要があると考える。
- 建築基準法は、都市計画区域内の建築物を対象とした「集団規定」と全ての建築物を対象とした「単体規定」があり、異なる法律がくっついたイメージ。一般的な建築物を対象とした単体規定は、消費者との関係が強いのであるから、消費者目線で新組織が所管すればよいと思うが如何か。
- 住宅は情報の非対称性が大きい商品の典型。日本では、諸外国に比べて、検査、性能表示が弱い。一つには民間の関わり方が弱い。例えば、米国では、保険会社等の金融会社は瑕疵責任の関係等、自身の必要性から入念な調査を行う。しかし、日本では消費者が複雑な商品について必要な情報を得られない結果、損害を被っている場合がある。
- 消費者にとって住宅は一生のうちで大きな買い物であるにも関わらず、依然、解決されない問題が多い。品質、表示、契約、紛争解決、瑕疵担保責任等を整理した上で、品確法をベースにして、個人向け住宅に関する一般法を制定し、新組織で所管すればよいと考えている。
- 住宅関連では国土交通省だけではなく、環境省や厚生労働省も所管がまたがる。消費者からみれば縦割り行政は全く意味のないもの。また、国土交通省内部セクションも産業育成が重視されており、消費者重視の考え方はできないのか。
- 旅行業法についての説明資料の中で、運送事業や観光事業と密接に連携しているため新組織に移管することはできないとしているが、法の目的にも書かれているように、消費者保護を目的としているのではないか。
- 最近はかなり自由設計のパッケージ旅行ができてそのトラブルが多いが、紛争解決という手段については、旅行業法には規定がない。紛争解決を望む消費者は多いと思うが、どのように対処するのか。

- 旅行はバス、鉄道等の交通手段と密接な関係というが、ホテルや旅館も旅行における重要性は高い。旅館業は厚生労働省の所管であると思うが、なぜ、交通機関との連携ばかり主張するのか。
- 現状において、交通手段と密接な関係にあるため国土交通省が旅行業法を所管しているのは理解。しかし、それは消費者問題を担当する省庁が現在ないため。旅行業を監督するのに専門的知見も求められないし、移管できないというものではない。また、旅行業というものは、環境行政や厚生労働行政等とも相互に関係があるのであり、国土交通省単独でなければならないというものでもない。本法がどのような性質を持っているのか、もっと消費者保護の観点から考え直していただきたい。
- 宅地建物取引業というのは、不動産取引において消費者がトラブルに巻き込まれないように環境整備をするような仕事。消費者問題を担当する省庁ない時には国土交通省が所管しても問題にならないが、新組織設立の際には、より消費者の目線に立つために、新組織で所管した方がよいのではないか。
- 宅地建物取引業法の目的は、購入者（消費者）の利益の保護でもあるのであり、国土交通省で所管するよりも新組織で所管することが適当。その際には、法律と一緒に組織も移管することで、国土交通省の設置法との整合性も問題はないのではないか。
- 消費生活用製品安全法では今度「重大事故の報告義務」制度が導入されるが、自動車は適用除外である。道路運送車両法上でのリコールの部分のみ切り出して新組織に移管することも可能ではないか。
- 国土交通省は、自動車の不具合情報を集めて公表しているが、ここには、メーカー名も含まれている。個人情報保護との関係では難しい部分もあると思うが、どのような判断でメーカー名等も含めて公表することとなったのか。

(3) 公正取引委員会より、不当景品類及び不当表示防止法について、資料3に沿って説明。委員の主な質問、コメントは以下のとおり。

- 資料に「景品表示法の執行を通じて消費者の視点から独占禁止法を執行することが可能」とあるが、独占禁止法の枠内にとどまることにより、消費者被害がおきても公正な競争を阻害するなどの要件がないと法を執行できないことによる限界があるのではないか。
- 景品表示法が新組織に移管されると、独占禁止法を運用する上で不自由が発生するという事か。独占禁止法の中に消費者保護があるので、景品表示法は他の組織に移管してもかまわないということにはならないのか。
- 誇大広告を禁止し、処分をしている法律は他にもある。景品表示法の広告規制の部分は、独占禁止法に比べて軽い処分となっているのか。
- 景品表示法は消費者に身近な法律であり、排除命令など消費者側から見てなじみ深い。
- 景品表示法は、他省庁の表示規定に似通っているように見えるが、どのような役割分担をしているのか。
- 公正取引委員会が消費者行政も行うのか、公正取引委員会の競争政策と消費者行政の両方を担う新しい組織を作るかというのはどちらも考えられ、公正取引委員会が新組織に来ることも考えられる。

(4) 農林水産省より、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律について、資料4に沿って説明。委員の主な質問、コメントは以下のとおり。

- こんにゃくゼリーの問題をどうとらえているのか。他省庁が動かない場合、自分たちで対応することはできないのか。
- こんにゃくゼリーについて農林水産省に販売停止を求めたが、業界が力を入れている商品なので、販売停止ではなく表示や形状を工夫することで対応したい、と言われた。他方で、韓国では、すぐに販売を停止している。こういう姿勢だと、農林水産省が事業者よりの対応をしているように見える。もっと踏み込んだ対応をして欲しい。

- JAS 規格を含め品質表示基準は、新組織に移管することは可能ではないか。多数ある流通ルートの中で、農林水産省で関与できるのは限られているので、新組織で食品全体を管理した方がいいのではないか。
- 表示に関する規定は、農林水産省や厚生労働省など制度が複雑であり、統一的な食品に関するの表示法を作るべきではないか。
- 流通商品への毒物の購入等の防止等に関する特別措置法により 2 度と毒物を流通させないということであったと思うが、中国産冷凍ギョウザ問題がおきた。農林水産省として、この法律で何か対応をしたか。
- 偽装やわかりにくい表示が長い間変わらず消費者は被害を受けている。これがなくなる理由は何か。
- 偽装やわかりにくい表示を止めさせるために、農林水産省は企業にはたらきかけるということであるが、より消費者マインドをもっている新組織がその役割を果たす方がいいのではないか。
- 国民生活審議会総合企画部会の報告書では、食品表示については、基本法等で一本化することを提言している。ぜひ、食品表示基本法のようなものを作って欲しい。

(5) 厚生労働省より、食品衛生法、健康増進法、薬事法、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律等について、資料 5 に沿って説明。委員の主な質問、コメントは以下のとおり。

- 食中毒関連の情報に関するデータベースは存在するのか。
- 乳幼児用のおもちゃも物理的なものについては経済産業省の所管となるのか。
- 消費者サイドからは科学的検証で確証が得られなくても、安全性が疑わしい時点で商品の流通を止めるなどの措置をして欲しい。現時点で、少しでも危険があったら商品をとめるような機能はないのか。

- こんにゃくゼリーで多くの子供が死亡したが、本件の担当がどこの省庁かわからない。韓国はすぐに生産を止めたが、韓国の事業者は苦情を出していない。どうして日本では、このような対応ができないのか。
- 食品安全委員会や農林水産省と連絡をとって連携を図っているとのことであるが、それならば、関係者が全員に新組織に移ってきて、対応できる法律がなければ、新組織で法律を作る等迅速な対応ができると思うがいかがか。
- いわゆる健康食品の健康被害情報は一元化されているのか。また特定保健用食品の認定はどのように行なわれているのか。
- 健康増進法に、特定保健用食品や虚偽誇大広告等の禁止を入れようと思った理由は。
- ドラッグラグ等の問題がおきており薬の開発が日本は遅れている。また、医療機器については更に対応が遅い。これは消費者の利益にかかわる問題なので、政府全体として検査人員を増やす等の対応をして欲しい。
- C型肝炎や薬害エイズの問題がおきたが、働いている職員はどのような意識で物事を判断しているのか。また研修等を行なわれているのか。
- 一度承認したものでも、薬害がおきたらすぐに流通をストップしもう一度検証することが必要。
- シックハウス等の問題は、建物の材料は国土交通省、建物の中は厚生労働省、外は環境省など様々な省庁が関係している。これらの分野を統合する必要があるのではないか。また、厚生労働省だけでなく政府全体で取り組むため、化学物質に関する基本法も必要ではないか。
- 被害が発生したらとりあえず流通を止めるというのは、それほど専門性がなくても実行できる方法ではないか。

以上

[文責：内閣官房消費者行政一元化準備室（速報のため事後修正の可能性があり）]